

豊頃町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

令和2年3月30日

豊頃町農業委員会

会長 井下 睦 男

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という）第7条第1項の規定に基づき豊頃町農業委員会にかかる標記指針を下記のとおり定める。

第1 基本的な考え方

法の改正が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として位置付けられた。

豊頃町は、広大な土地を利用した小麦、豆類、馬齢しょ、てん菜を主要品目とする畑作と、生乳を主体とした酪農により大規模機械化された土地利用型農業を展開しているが、高齢化等により担い手が減少傾向にあり、遊休農地の発生が懸念されることからその防止への取り組みと、担い手への集積・集約化を図るため本指針を定める。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 農地利用の最適化の推進に関する目標

(1) 担い手への農地の集積・集約化

① 担い手への農地利用集積目標

	農地面積 (A)	農地集積面積 (B)	農地集積率 (B/A)
現 状 (令和2年3月)	11,500ha	9,761ha	84.88%
目 標 (令和5年3月)	11,500ha	9,839ha	85.56%

【目標設定の考え方】 過去3年間の実績を踏まえ、農地集積面積を年間26haと定めた。

② 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- i 農業委員の定期的な日常活動による農業者の意向確認と利用調整の推進
- ii 町・農地中間管理機構・農協等との連携により農地中間管理事業の活用を図る。

(2) 遊休農地の解消・発生防止

① 遊休農地の解消目標

	農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和2年3月)	11,500ha	0ha	0.0%
目 標 (令和5年3月)	11,500ha	0ha	0.0%

【目標設定の考え方】 遊休農地は現在ゼロであり、目標期間中においてゼロを維持する。

② 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- i 農地利用状況調査や地区担当農業委員の巡回活動により未然防止活動を推進する。

(3) 新規参入者の促進

① 新規参入の促進目標

	新規参入者
現 状 (令和2年3月)	0件
目 標 (令和5年3月)	1件

【目標設定の考え方】 過去の実績を踏まえた。

② 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- i 町、農協、普及センター等の関係機関と連携して新たな担い手の情報収集や育成に努める。